

第29回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年2月20日（月）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

秋田地方裁判所第1小会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

石黒尚哉、甲斐雄次、木村久仁子、佐藤寿美、鈴木明文、長野大介、西野三紀子、平田直人

（説明者）

熊谷訟廷管理官、星主任書記官、高橋訟廷庶務係長

（事務局）

熊谷事務局長、土屋首席家裁調査官、庄子首席書記官、佐藤総務課長

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 委員長挨拶

(3) 前回の第28回家庭裁判所委員会後の「裁判所の広報活動」の取組状況について説明

佐藤総務課長が前回の本委員会のテーマである「裁判所の広報活動」について、委員からの意見等を踏まえて実施した広報活動（調停手続をテーマとしたテレビ取材の企画・実施、出前講義の取材の申入れと実施等）を報告

(4) 協議

議題「成年後見制度の利用促進について」

ア DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」の視聴

イ 基調説明

熊谷訟廷管理官、星主任書記官及び高橋訟廷庶務係長が「成年後見制度の利用促進」に関して説明した。

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回期日及び次回の議題

令和5年6月又は7月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、■は説明者)

- ◎ これまでのDVD視聴と説明に関して、後見手続、成年後見制度利用促進計画、秋田の実情等について質問、印象や感想などから伺いたい。
- 「成年後見制度の利用促進」に関しての説明で、「申立て」という言葉が出てきたが、この「申立て」というのはどこからどこまでを指すのか。
- 「申立て」とは、本人のために後見を開始してくださいということに加えて、後見人を選任してくださいと裁判所に対して必要な様式の書面を提出することをいう。説明の中で「申立て」を使う場合、最終的には、裁判所が後見開始の審判をして後見人を選任するところまでを説明することもある。
- 申立ては申込みと違い、申立てをすればもう後には引けないので、すごく重いという印象がある。
- 後見開始の申立てをすると簡単には取り下げられず、取り下げるには裁判所の許可が必要である。後見開始の申立てがあり、本人に判断能力がない状態であると認められれば、裁判所は本人の利益のために後見人を選任するというのが原則である。単に個人的な事情で申立てをやめるということは、その方にとって必ずしも望ましいものではないためできないという制度になっている。申立て後は、裁判所が本人の判断能力があるかないかを判断して後見人を選任する。
- 後見人は大変な仕事を持つことになると思うが、後見人の仕事をサポートする職種のような方はいるか。
- 後見人が後見業務を行うに当たり、何か疑義があった場合や処理に迷うことがあれば、裁判所に連絡するように後見人に伝えている。裁判所に対して、こんなことを聞いていいのかと迷う人もいるので、そういう人のために中核機関である社会福祉協議会がバックアップする形をとっている。

- 万が一後見人が不正をした場合には、後見人が弁償することになると思うが、国が弁償するということはあるか。
- 国が弁償することはない。
- 裁判所ではどういう仕組みでもって、後見人を選定しているか。
- 裁判所が適切と思う人を後見人に選任している。基本的には親族で適当な人がいればその人を選任することを原則としており、その人では難しいという事情があるときに、第三者である弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職をお願いしている。後見人の候補者がいなければ、裁判所が事案に適した専門職等を選任することになるが、親族などで後見人をやりたい人がいて、特段、問題なければその人をお願いしている。親族間で対立状況がある場合や、業務として訴訟の遂行が予定されている場合、遺産分割手続がある場合などには、まずは第三者である専門職をお願いし、その業務終了後、親族に交代するといったように、事案に応じて柔軟に対応することもある。事案により、いろいろな観点から検討した上で後見人を選任している。
- ◎ 後見人の不正などの不適切事案の責任については、専門職団体においてあらかじめ保険に加入していることがある。
- 弁護士が後見人になるときは、その弁護士は保険に加入することになっている。
- ◎ 司法書士の団体であるリーガルも専門職として後見人となる給源としての団体であり、その中で責任保険加入などの体制作りがされている。
- どうしても後見人に親族がいなければ他の人をということになるが、他の人というのは、すぐに見つかるものなのか。また、報酬については、本人の資産から出すのか、もし出せなかったらどうするか。
- 親族に後見人の候補者がいない場合は、専門職後見人として、弁護士、司法書士、社会福祉士の中から、事案に応じてどういう職種がよいかを裁判所が検討し、司法書士が適任であるという場合は、司法書士団体のリーガルサポート

に推薦依頼を行い、推薦された方を裁判所において選任するという形になる。報酬については、1年に1回、後見人から報告書を出してもらい、その内容を見て裁判所で報酬を決め、後見人は裁判所が決定した金額を本人の財産から受領してもらう形になる。本人の財産が少ない場合、行政の方で助成制度というのがあり、そこへ申請していただく場合もある。

- その助成制度は、どこの自治体も一緒なのか。
- 自治体によって、報酬の上限や助成が受けられる要件が少し異なっている。
- 秋田市での市民後見人の進捗状況について伺いたい。
- 秋田市では、市民後見人の育成ははまだ始まってないと聞いている。
- ◎ 法人後見の現状についてはどうか。
- 秋田市では、社会福祉協議会の法人後見が始まったということで協力いただいている。横手市や湯沢市では、以前から社会福祉協議会の法人後見が行われている。北秋田市からも法人後見について受任の依頼があった旨聞いているので、各地で法人後見が検討されたり、実際に行われたりして、始まってきているという認識である。
- ◎ 秋田は、高齢先進県、高齢者の割合がかなり高い地域になるが、実例として紹介した全国の利用割合との対比でみた場合、秋田の実情をどのように感じたか伺いたい。
- いろいろな比較があると思うが、秋田は家族や親族が身近にいることから、親族からのバックアップを受けやすい実情にあると感じた。
- 社会福祉協議会では、後見制度を利用することが必要と思われる人が、円滑に制度利用につながる体制を作るため、県と連携しながら、成年後見制度利用促進事業を実施している。この事業の実施の際、家庭裁判所からも協力を得ている。これ以外にも日常生活の自立を支援する事業も実施している。この事業は判断能力があって契約を結べる段階の方を対象にしている。認知症の人の場合、判断能力が徐々に衰え、成年後見制度に移行するのが望ましいというケー

スになったからといって、すぐに後見制度利用に結びついていない状況にある。本人に近親者がいない場合、市町村で後見申立てをしなければいけないが、小規模の自治体の場合、予算が少ないため後見制度の利用に結びついていない。そうした事態をできるだけ避けるために、県内市町村の実情を把握しながら、体制をきちんと作っていくための前提となるマンパワーを養成していくことを進めている。

- ◎ 若い委員の方から見た成年後見制度についての感想はどうか。
- いずれ親の面倒を考えていかなければならない時に、後見制度というのは、我々若い世代も知っておかないといけないと思った。利用者が少ないというのは、後見制度の存在は知っているが、中身については知らない。さらに全く知らない人もいる。そういう人がほとんどだとすると後見制度の利用者は少なくなる。情報を自分から捕まえにいかないといけないのか、それとも誰かが教えてくれるのか、どこで教えてもらえるのか等を含めて、今後、高齢化が進んで、この制度の利用を必要となる人が多くなってくることが予想されれば、若い人も含め多くの人に知っておいてもらう必要があると思った。
- 秋田は身内感覚、家制度といった人の結びつきが大事という意識、文化がある。特に自分の財産が他人に知られることに対する抵抗感があると思う。家族のことは家族で、身内でできることは身内でという意識が強いので、本当に立ち行かなくなってしまうときに、後見制度を使うことになる。しかし、それまでは後見制度のことを考えていないので、いざ使おうというときに、どこにいった何をしたらよいか分からない。その結果、困っているけど使えないという人もいると思う。よって、本当に困る前に情報として、いざというときには、後見制度が助けになることを早い時期から知っておくことがよいと思った。
- 家庭裁判所における成年後見業務の負担について、今以上増加した場合も含めて伺いたい。
- ◎ 家庭裁判所の事務の柱として、後見業務が占めるウエイトは大きく、事務処

理上の負担も相当程度あるが、裁判所は、社会の様々な変化に適切に対応しなければならないと考えており、成年後見制度の利用が増加した場合には、それに見合った事務処理ができる体制になるよう、職員配置などの手当てをすることになる。

これから、ますます高齢者が増え、これにより認知症の方も多くなるであろうという状況にあって、成年後見制度をどのように機能させると社会の需要に応えることができるのか、そのことを広く知ってもらうため今回のテーマとした。今後も後見制度について意見を寄せてもらえれば、それを踏まえて考えていきたい。